

【対照表】宍粟市手話施策推進方針の見直しについて（案）

コメント欄 印・・・今回新たに修正を加えた箇所

施策	旧	新
施策1 基本方針	手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項	
	<p>市は、市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供していく必要があります。</p> <p>市では、これまで宍粟ろうあ協会、手話サークル等によって手話の普及に努めてきました。今後、宍粟ろうあ協会や手話サークル団体等と一層の連携を図り、市民だれもが手話とふれあい、学べる環境づくりを行います。</p>	<p>市は、市民や事業者などが手話やろう者に対する理解を深め、ろう者と聞こえる人が共に支え合う環境をつくるために、手話の普及を進めます。特に<u>幼少期及び学齢期</u>における手話の普及は重要な取り組みであり、継続的な手話学習の機会を確保し、提供していく必要があります。</p> <p>また、手話の普及にあたっては、<u>宍粟ろうあ協会及び宍粟手話サークル連絡会</u>で組織する<u>宍粟市手話教室講師派遣運営委員会</u>と連携し、手話施策を推進します。</p>
推進施策	<p>手話が言語として認知され、手話やろう者についての市民の理解が深まるよう、市の広報媒体やリーフレット、懸垂幕等により啓発を行います。</p> <p>市民が手話に親しむことができるよう、教育委員会や関係機関と連携し、手話に関する教室等を開催し、手話を学べる環境づくりを進めます。</p> <p>手話やろう者への理解及び手話の普及を深めるため、<u>市職員</u>に対して手話教室等を実施します。</p>	<p>手話が言語として認知され、手話やろう者についての市民の理解が深まるよう、<u>広報誌への定期掲載やリーフレット、手話動画の製作、放送</u>などを活用し、手話学習の機会を拡充します。</p> <p><u>市民がいつでも手話を学び、親しむことができるよう、市民などで構成するグループ</u>を対象に手話教室を実施します。</p> <p>同左</p>

コメントの追加 [A1]: 幼少期を追記しました。

コメントの追加 [A2]: 手話教室講師派遣運営委員会が設置されたことに伴い、文章の見直しを行いました。

コメントの追加 [A3]: 懸垂幕を削除し、現在取り組んでいる事業の内容に見直しました。

コメントの追加 [A4]: 手話教室講師派遣事業の事業内容に併せて見直しを行いました。

コメントの追加 [A5]: 市職員には、総合病院職員や消防署職員も対象とし、具体的な内容についてはH30実施事業の中で明記しました。

	<p>市内の企業等事業所に対して、手話やろう者への理解が深まるよう啓発リーフレットの配布や事業所が実施する手話教室等の開催を推進します。</p> <p>手話やろう者への理解及び手話の普及のための方策について、穴栗ろうあ協会や手話サークル団体等と協働し検討します。</p> <p>また、<u>市民等を対象とした手話教室等に、ろう者の講師を派遣する体制をつくります。</u></p>	<p>— <u>教育委員会と連携し、学校園所に対して手話教室を実施します。</u></p> <p>— 同左</p> <p>— 同左</p> <p>また、<u>手話教室の実施にあたっては、手話教室講師派遣運営委員会に依頼し、地域一体となり手話の普及に努めます。</u></p>
<p>施策2 基本方針</p>	<p>手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項</p> <p>市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者にも聞こえる人と同じように、情報を得る権利が保障されています。(障害者差別解消法、合理的配慮の提供)</p> <p>市は、ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加することができる会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを行います。</p> <p>また、市内のあらゆる場所でいつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。</p>	<p>同左</p>
<p>推進施策</p>	<p>市主催のイベントや議会本会議などにおいて、必要に応じ手話通訳をつけるなど、合理的配慮の提供を行います。</p>	<p>同左</p>

コメントの追加 [A6]: から学校園所への手話の普及の項目を別段で追加しました。

コメントの追加 [A7]: 手話教室講師派遣運営委員会の設置に伴い文言を修正しました。

	<p>ろう者の社会参加などあらゆる場面での情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。</p> <p>災害時の要配慮者でろう者への支援の方法、緊急時の派遣体制について関係機関と協議し、支援体制を構築します。</p> <p>ICT(情報通信技術)を活用した遠隔手話通訳サービス等の導入について調査、研究を行います。</p> <p>市窓口において、ろう者が聞こえる人と同じように手続きができるよう必要な対応を行います。</p>	<p>ろう者が日常生活や社会参加などあらゆる場面において、手話でコミュニケーションをとり、情報が取得できるように意思疎通支援事業の充実を図ります。</p> <p>災害時におけるろう者への情報保障や支援方法、緊急時の派遣体制について関係機関と協議し、支援体制を構築します。</p> <p>同左</p> <p>市窓口において、ろう者が聞こえる人と同じように手続きができるよう必要な対応を行います。</p> <p>また、担当課にタブレット端末を設置し、ビデオ通話による対応を行います。</p>
<p>施策3 基本方針</p>	<p>手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項</p> <p>ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために手話通訳者の役割は重要です。</p> <p>手話通訳者は、ろう者と聞こえる人の意思疎通を図るだけでなく、ろう者の生活を支援しています。</p> <p>市は、手話通訳者の役割を十分に認識し、手話通訳者の確保及び養成を進めます。</p>	<p>ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自らの意思で選択、決定し地域で自立した生活を営むために手話通訳者の役割は重要です。手話通訳者は正確な手話通訳技術に加え、ろう者の文化や歴史を理解し、ろう者の生活支援を含めた多様な通訳ニーズに対応する必要があるため、手話通訳者の養成、通訳技術の向上に必要な研修等を実施します。</p> <p>また、市担当課に設置手話通訳者を配置し、手話施策の円滑な実施に努めます。</p>

コメントの追加 [A8]: ろう者が自分たちの言語でコミュニケーションをとり、情報を取得すつために意思疎通支援事業の充実が図られるよう内容を見直しました。

コメントの追加 [A9]: 災害時における情報保障について検討することを追加しました。

コメントの追加 [A10]: タブレット端末設置によるビデオ通話での対応に関する記述を追加しました。

コメントの追加 [A11]: 手話通訳の目的は情報保障を行い、ろう者の自己決定を促すことにあることから、内容を見直しました。

コメントの追加 [A12]: 手話通訳者の役割を具体的に明記しました。

<p>推進施策</p>	<p>設置通訳者は、庁舎内での手話通訳、派遣の調整、手話奉仕員養成の講座・研修の企画・調整、関係機関との連携など、多岐にわたる役割を担っているため、担当課に設置通訳者が不在とならない体制を整備します。</p> <p>ろう者との交流活動の促進、施策の推進、広報活動の支援者として活躍が期待される手話奉仕員の養成を行うため、手話奉仕員養成講座を継続的に開催します。</p> <p>手話通訳者の養成、確保のため、必要な講座を開催します。</p> <p>___ その他、宍粟市意思疎通支援事業について、必要な見直しを行います。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>手話通訳者の資格取得を目的としたレベルアップ講座、手話通訳者全国統一試験対策講座など必要な講座を継続的に実施し、手話通訳者の養成、確保を推進します。</p> <p>___ 宍粟市意思疎通支援事業に登録された手話通訳者を対象に手話通訳技術の向上を目的とした現任研修を実施します。</p> <p>___ 同左</p>
-------------	---	---

コメントの追加 [A13]: 現在実施している事業を明記
レベルアップ講座 試験対策講座

コメントの追加 [A14]: H28 より登録者に対して現任研修を実施しているため、項目を追加